

第72号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「以下「過疎地域」を「以下この条において「過疎地域」に、「事業、ソフトウェア業」を「事業、情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。第2号において同じ。））」に、「以下この項」を「第1号」に、「以下「過疎法省令」を「第1号において「過疎法省令」に改め、同項第2号中「建物、ソフトウェア業」を「建物、情報通信技術利用事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第7条第1項の規定は、同項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、平成22年4月1日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第7条第1項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。